

利用者への虐待防止に関する指針

【事業所における虐待防止に関する基本的考え方】

当法人及び事業所は、虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、障害者虐待防止法及び児童虐待防止法の理念に基づき、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、利用者の虐待の防止とともに虐待の早期発見・早期対応に努め、虐待に該当する次の行為のいずれも行わないこととする。

【虐待の定義】

職員等から利用者に対する次のいずれかに該当する行為をいう。

- 1 身体的虐待:利用者の身体に外傷を生じ、もしくは生じるおそれのある行為を加え、又は正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。
- 2 性的虐待 :利用者にわいせつな行為をすること、又は利用者をしてわいせつな行為をさせること。
- 3 心理的虐待:利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的な言動、その他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- 4 放棄・放置:利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、前三項に掲げる行為と同様の行為の放置、その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- 5 経済的虐待:利用者の財産を不当に処分すること、その他利用者から不当に財産上の利益を得ること。

【虐待防止委員会の設置】

虐待防止検討委員会その他の施設内の組織に関する事項虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に、次のとおり「虐待防止委員会」を設置するとともに虐待防止に関する責任者等を定めるなど必要な措置を講ずる。

(1) 虐待防止委員会

- 1 虐待防止委員会の運営責任者は、委員長(事業所部会部会長)とする。
- 2 虐待防止委員会の委員は、各事業所役職者(必要に応じて専門的知識を持った職員を配置)とし、虐待の防止に関する措置を適切に実施するために相応しい者を互選にて決定、任命する。
- 3 虐待防止検討委員会は、年 1 回以上、委員長が必要と認めた時に開催する。また、オンライン会議システムを用いる場合がある。

【虐待の防止のための職員研修に関する基本方針】

- (1) 職員に対する虐待防止のための研修内容として、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、この指針に基づき虐待の防止の徹底

を図る内容とする。

- (2) この指針の基づく研修は法人全体において年1回以上を行うとともに、これらの研修の実施内容については記録に残すものとする。

【虐待が発生した場合の対応方法について】

- (1) 虐待又はその疑いが発生した場合には、速やかに市町村に報告する。
- (2) 緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先する。
- (3) 事業所委員は虐待の実態、経緯、背景等を調査し、虐待防止委員会において、調査内容の報告、再発防止策について検討を行う。

【虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項】

- (1) 虐待事案は、虐待を裏付ける具体的な証拠がなくても、利用者の様子の変化を迅速に察知した職員は、それに係る確認や委員への報告を行う。
- (2) 虐待もしくは虐待が疑われる事案を発見した職員は委員へ報告を行い、委員は報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払ったうえで、虐待等を行った当人に事実確認を行う。虐待者が事業所委員の場合は、他事業所委員へ報告を行う。
- (3) 委員は家族には誠意をもって謝罪し、虐待の実態、経緯、背景等の調査、再発防止策を速やかに行う旨を伝えるものとする。
- (4) 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、当人に対応の改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講ずる。
- (5) 事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、虐待防止委員会において当該事案がなぜ発生したかを検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知する。

【虐待等に係る苦情解決方法に関する事項】

- (1) 利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。
- (2) 市町村から指導又は助言を受けた場合は、虐待防止委員会当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

【指針の周知に関する事項】

利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 当該指針については、誰でも閲覧できるよう事業所に据え置くとともに、ホームページに掲載するものとする。

附則

この指針は、令和 5 年 4 月 1 日より施行する。